

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年12月24日

横浜市契約事務受任者
教育次長

1 契約の概要

市立横浜商業高等学校スプリンクラー修理

2 履行（納品）場所

横浜市南区南太田二丁目30-1 横浜商業高等学校

3 契約日

令和6年11月27日

4 履行期限

令和7年3月27日

5 契約金額

1,584,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市南区大岡3丁目16番8号

ヒドロ工業株式会社

代表取締役 石田 日出夫

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

スプリンクラーが故障しており、近隣への砂塵被害防止のため、機器の交換等早急に対応する必要があったため。

8 契約の相手方の選定理由

当初スプリンクラーの修繕見積りを依頼した業者であり、緊急対応が可能と回答があったため。また、設置業者であり、専用部品が必要となるため。

9 所管課

教育委員会事務局 教育施設課